


現場で使う設備について、設置、移転、変更の 30日前までに設置届等を監督署へ提出していますか？

	工事又は作業の種類		計画参画者の資格 (左欄+右欄)		準拠条項
	規模	届出事項			
足場	つり足場、張出し足場 以外の足場にあつては 高さ10m以上のもの (60日未満は除外)	1. 設置箇所 2. 種類及び用途 3. 構造、材質及び 主要寸法	<ul style="list-style-type: none"> 当該工事の設計監理又は 施工管理の実務経験3年以上 一級建築士 一級土木施工管理技士 一級建築施工管理技士 	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事の安全衛生 の実務経験3年以上 厚生労働大臣が定め る計画参画者研修を 修了した者 	安衛法88条 安衛則85条 86条 別表7 92条の3 別表9
型枠 支保工	支柱の高さ3.5m以上	1. コンクリート構造物 の概要 2. 構造、材質及び主要 寸法 3. 設置期間	同上		

架設 通路	高さ及び長さが 10m以上のもの (60日未満は除外)	1. 設置箇所 2. 構造、材質及び主要寸法 3. 設置期間		安衛法88条 安衛則85条 86条 別表7
軌道 装置	(6か月未満は除外)	1. 使用目的 2. 起点及び終点並びにその高低差(平均勾配) 3. 軌道の長さ 4. 最小曲線半径及び最急勾配 5. その他(詳細は安衛則別表第7を参照)		
特定 附属 化学 物質	希硫酸を使用した pH中和装置等 (硫酸1wt%未満又は 6ヶ月未満は除外)	1. 特定第二类物質又は第三類物質を製造し、又は取り扱う業務の概要 2. 主要構造部分の構造の概要 3. 附属設備の構造の概要		

◆機械等設置届(様式第20号)

様式第20号(第88条関係)

機 械 等 設 置・移 転・変 更 届			
事業の種類	建築工事業	事業場の名称	〇〇建設(株) 〇〇ビル新築 工事
設置地	福山市旭町1-7	主たる事務所の所在地	同左 電話 084(123)4567
計画の概要	足場最高高さ18.00m ぐさび緊結式足場使用 架設通路(昇降階段・渡り) その他詳細については、概要書による。		
製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数	種類等	取扱量	従事労働者数
			男 女 計
参画者の氏名	工事部長 府中 一郎	参画者の経歴の概要	一級建築士第12345号 安全衛生実務経験〇年
工事着手予定年月日	令和6年10月11日	工事落成予定日	令和7年4月14日

令和6年9月10日

事業者職氏名 代表取締役 広島 太郎
現場所長 福山 次郎

福山労働基準監督署長 殿

◆建設工事計画届(様式第21号)

様式第21号(第91条、第92条関係)

建設工事 計画届		
事業の種類	事業場の名称	仕事をを行う場所の地名番号
鉄筋コンクリート造 家屋建築工事	〇〇建設(株) 〇〇マンション新築工事	広島県福山市旭町1-7 電話 084(123)4567
仕事の範囲	高さ31mを超える建築物の建設	採取する土石の種類
発注者名	(株)〇〇不動産	工事請負金額
2,000,000千円		
仕事の開始予定年月日	令和6年10月1日	仕事の終了予定年月日
		令和7年3月21日
計画の概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階 敷地面積〇㎡ 延べ面積〇㎡ 建物の最高高さ〇〇m 階高約〇〇m その他詳細は概要書のとおり	
参画者の氏名	工事部長 府中 一郎	参画者の経歴の概要
		〇〇大学工学部建築学科卒業 施工管理の実務経験〇年 安全衛生の実務経験〇年
主たる事務所の所在地	広島県広島市中区上八丁堀6番30号	広島合同庁舎第2号館 電話 082(123)4567
使用予定労働者数	〇 関係請負人の予定数	〇 関係請負人の使用する労働者の予定数
		〇 〇

令和6年9月10日

事業者職氏名 代表取締役 広島 太郎
現場所長 福山 次郎

厚生労働大臣 殿
福山労働基準監督署長 殿

様式はここから
ダウンロード



広島労働局

福山労働基準監督署

一定規模の建設工事・土石採取業の仕事について、仕事の開始の14日前までに計画届を監督署へ提出していますか？

種類		届出事項及び添付図面
1	高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊（以下建設等）	【建設業】 1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 建設物等の概要図（平面、立面、断面等） 3. 工事用機械、設備、建設物等の配置図 4. 工法の概要を示す書面又は図面 5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 6. 工程表 【土石採取業】 1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 機械、設備、建設物等の配置図 3. 採取の方法を示す書面又は図面 4. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
2	最大支間50m以上の橋梁の建設等	
2-2	最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等（人口集中地域で道路上、鉄道の軌道上又は道路・軌道に隣接した場所に限る）	
3	ずい道等の建設等（ずい道等内部に労働者が立ち入らないものを除く）	
4	掘削の高さ又は深さ10m以上の地山の掘削（ずい道等の掘削、岩石の採取のための掘削を除く）の作業（掘削機械を用いる作業で掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く）	
5	圧気工法	
5-2	建築物、工作物又は船舶（以下建築物等）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業	
5-3	建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る）	
5-4	廃棄物焼却炉（火格子面積2㎡以上又は焼却能力200kg/h以上のものに限る）を有する廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等	
6	掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削	
7	坑内掘りの土石採取のための掘削	



種類	計画参画者の資格 (左欄+中欄+右欄)			準拠条項
	建設工事	土木工事		
◆高さ31mを超える建設物（ダムを除く）又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊の工事（上記1）	<ul style="list-style-type: none"> ・理科系大学10年 ・高専10年 ・高校15年 ・中等教育学校15年 以上の建築工事の設計監理又は施工管理の実務経験 ・一級建築士	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の安全衛生の実務経験3年以上 ・厚生労働大臣が定める計画参画者研修を修了した者 	安衛則90条 92条の3 別表9	
◆労働安全コンサルタント（建築） ◆厚生労働大臣が定める者				
◆高さ31m以上のダムの建設、改造、解体又は破壊の工事（上記1） ◆最大支間50m以上の橋梁の建設工事（上記2） ◆最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設工事（上記2-2） ◆ずい道等の建設工事（上記3） ◆掘削の高さ又は深さ10m以上の地山の掘削の工事（上記4） ◆圧気工法による工事（上記5）	<ul style="list-style-type: none"> ・理科系大学10年 ・高専10年 ・高校15年 ・中等教育学校15年 以上の土木工事の設計監理又は施工管理の実務経験 ・技術士（建設） ・一級土木施工管理技士	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の安全衛生の実務経験3年以上 ・厚生労働大臣が定める計画参画者研修を修了した者 	・当該土木工事の設計監理又は施工管理の実務経験3年以上	
◆労働安全コンサルタント（土木） ◆厚生労働大臣が定める者				